

第3回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議
専門部会（手話言語条例（案）の検討）
次 第

（日時：令和7年8月7日（木）
14:00～14:50
場所：JMSアステールプラザ4階大会議室A）

1 開 会

2 手話言語条例条文案に対する意見と対応方針（案）

3 閉 会

○ 配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿（※）
- ・ 資料1 委員からの事前意見について
- ・ 資料2 県民意見募集（パブリックコメント）の結果について
- ・ 資料3 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料4 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料5 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）条文案
- ・ 資料6 広島県手話言語条例（仮称）条文案

（※）以降、第4回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議と同じ資料

第4回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 次 第

日時：令和7年8月7日（木）
15:00～16:00
場所：JMSアステールプラザ4階大会議室A

1 開 会

2 情報コミュニケーション条例条文案に対する意見と対応方針（案）

3 専門部会における手話言語条例の検討結果報告

4 閉 会

○ 配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 委員からの事前意見について
- ・ 資料2 県民意見募集（パブリックコメント）の結果について
- ・ 資料3 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料4 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・ 資料5 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）条文案
- ・ 資料6 広島県手話言語条例（仮称）条文案

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の
第４回検討会議及び第３回専門部会 参加者名簿

※敬称略、県職員を除き五十音順

	所 属	氏 名（職）	専門部会
1	広島盲ろう者友の会	大杉 勝則（理事長）	○
2	広島県手話通訳問題研究会（代理）	大村 宣枝（理事）	○
3	広島県手をつなぐ育成会	金子 麻由美（会長）	
4	広島県視覚障害者団体連合会 広島県立視覚障害者情報センター（代理）	金岡 峰夫（事務局長兼副所長）	
5	広島自閉症協会	金丸 博一（理事）	
6	広島県身体障害者団体連合会	川中 克幸（会長）	○
7	広島県要約筆記サークル連絡会	小西 博之（会長）	○
8	広島県ろうあ連盟	迫田 和昭（理事長）	○
9	広島県難聴者・中途失聴者支援協会	伊達 元一郎（理事長）	○
10	広島難病団体連絡協議会	西河内 靖泰（会長）	
11	県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科	長谷川 純（准教授）	○
12	広島県精神保健福祉家族会連合会	原田 勉（理事）	
13	呉市福祉保健部障害福祉課	森島 秀隆（課長）	○
14	広島県教育委員会事務局特別支援教育課	林 香（課長）	○
15	広島県立広島南特別支援学校	秋山 努（校長）	○
16	広島県立広島中央特別支援学校	大元 みどり（校長）	
17	広島県健康福祉局	山縣 真紀子（地域共生社会推進担当部長）	○
事務局	広島県健康福祉局障害者支援課	畝本 孝彦（自立支援担当監）	
		秦 俊治（グループリーダー）	
		高原 寛（主査）	
		吉岡 芙未（主任）	

委員からの追加意見及び対応方針

委員名	条例	該当箇所等	意見	左記の理由	回答案
金丸	情報コミュニケーション	第2条	意思疎通手段の内容に、視覚的支援(絵カード、コミュニケーションボード、タブレット機器等ICT機器の使用)を入れてください。	障害者基本法では、第3条(基本的理念)に、障害のある人の意思が尊重されるべきことが明記されており、第22条(意思疎通の促進)では、具体的なコミュニケーション手段(手話、点字、音声、文字など)に言及し、「その他の方法」によって、意思表示ツールや視覚支援なども含まれることが示唆されています。 障害者総合支援法では、意思疎通支援事業(市町村事業)は、視覚障害者、聴覚障害者だけでなく、「言語機能に障害のある者」や「発達障害者等も対象」とされ、代筆・代読、要約筆記、手話通訳、コミュニケーションボードの活用などが含まれることを示しています。尚、厚生労働省「意思疎通支援事業ガイドライン(令和5年度版)」では、具体的な支援方法(例:絵カード、タブレット機器、AACの導入など)が詳述されています。 発達障害者支援法では、第13条(情報の提供及び相談支援)に、「発達障害者の意思の表明及び意思決定を支援する」ことを目的に、必要な情報提供を行うことが明記されています。第14条(支援体制の整備)では、医療、教育、福祉、労働等の分野において、「個別の特性に応じた支援」を提供する体制整備を国・自治体に求めています。この文脈の中で、「わかりやすい表現の使用」や「視覚的支援」、「構造化されたコミュニケーション環境」が推奨されます。 障害者差別解消法の第8条:合理的配慮の提供では、障害者が「社会のあらゆる分野において他の者と平等に活動することを妨げられないよう、必要かつ合理的な配慮を提供しなければならない」と示しています。そして、文部科学省や厚生労働省のガイドライン(合理的配慮ハンドブック等)では、知的・発達障害のある人への合理的配慮の例として、「ゆっくりした話し方」「視覚的な説明資料」「絵や写真、スケジュールボードの使用」などが具体的に示されています。 「第5次障害者基本計画」の令和5年3月における閣議決定では、「意思疎通支援」の項において、「知的障害者や発達障害者にとって、視覚的・構造的な支援ツール(写真、絵カード、アプリ等)の活用が重要」とされ、ICTの活用や多様な支援機器の普及が盛り込まれています。 地方自治体の条例・計画では、例えば、「東京都手話言語条例」で、都は、手話・その他のコミュニケーション手段も「言語」であるとし、「発達障害者を含むすべての障害者が適切な手段で意思疎通できるように」配慮することを明記しています。京都市の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい京都市条例」においては、意思疎通支援手段として、視覚教材や絵カード、わかりやすい言葉を使う配慮が制度化されています。 様々な法律やガイドライン等で示されているように、発達障害者も対象にしていることを示す意思疎通手段を入れてください。「イラストや写真・図・ピクトグラムを使った表示」からは、発達障害者への配慮とイメージできにくいため、意見として示した内容を入れていくことが必要です。このままだと、発達障害者を条例の対象から除外したと受け止める当事者、家族は多いと思います。	本条例における障害者は、「障害者基本法に規定する障害者」であり、同法の定義には発達障害も明記されているため、発達障害児者についても、明確に本条例の対象となります。 視覚的支援については、「文字の表示」、「イラスト等を使った表示」、「ジェスチャー」、「チェックリストの活用」等を記載しており、また、発達障害者に対する意思疎通手段として、「平易な言葉」「一つずつ順序立てた説明」「簡潔で直接的な表現」が記載されており、御指摘の「わかりやすい表現」の使用についても、記載をしております。 追加の御提案をいただいたコミュニケーションボードについては、イラストと文字を組み合わせて、指差し等で意思確認、情報確認をするツールであることから、意思疎通手段として追記をいたします。 一方で、絵カードについては、広く一般県民が条例を読んだ際に「イラスト等を使った表示」との区別が困難であることから、条文内への追記は見送らせていただきますが、県民への普及啓発資料等において、周知を図ってまいります。 また、タブレット機器等ICT機器については第15条において「情報通信機器等の利用方法の習得」を定めており、今後の普及啓発においては、タブレット等のICT機器の活用が発達障害も含めた当事者との意思疎通として重要であることについて、周知を図ってまいります。
伊達	情報コミュニケーション		1、県は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民及び県民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講じる。 2.県は国政選挙、県知事・県会議員選挙において、候補者や政党の政見放送などにおいて、障害者の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講じる。	障害者に対する選挙権の保障と配慮は、民主主義社会における基本的人権の1つとして重要である。候補者に関する情報が誰にとってもアクセス可能な形式で提供されるよう条例に盛り込んでいただきたい。	選挙における情報保障は重要であることから、御意見については県の選挙管理委員会等とも共有させていただきます。 一方で、選挙における障害者への配慮については、障害者基本法等に定められていることから、県条例への記載はしない扱いとさせていただきます。 【参考:障害者基本法 第28条 選挙等における配慮】 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。
小西	手話言語	第8条	「県は必要な財政上の措置を講ずる」とする。	様々な取り組みを県民一丸となって行なう必要があるので、それにかかる経費は政府から配布されるので、県が責任をもってその予算で必要な措置を講じるよう、条例の中で明記していただきたい。	県としても必要な予算の確保に取り組んでまいります。が、予算については限りがあることから、努力規定に留めています。
小西	手話言語	第8条	県は、条例の目的を達成するために必要と認めた時、申請に基づき財政上の措置を講ずる。	様々な取り組みの必要性が強く感じられるので、それにかかる予算を県民や必要とする団体、企業が申請するための、申請用紙を条例の規則で定める必要があるため。	条例の掲げる施策やその実施方法については、今後検討してまいります。
小西	手話言語	第8条	県は、条例の目的を達成するために必要な事項等を明示し、県民に周知しなければならない。	どのような取り組み、企画があれば、県から経費の補助がもらえるのか、申請できる企画や行事等を明示し、県民に手順を分かりやすくするため。	同上
小西	情報コミュニケーション	第19条	「県は必要な財政上の措置を講ずる」とする。	様々な取り組みを県民一丸となって行なう必要があるので、それにかかる経費は政府から配布されるので、県が責任をもってその予算で必要な措置を講じるよう、条例の中で明記していただきたい。	県としても必要な予算の確保に取り組んでまいります。が、予算については限りがあることから、努力規定に留めています。
小西	情報コミュニケーション	第19条	県は、条例の目的を達成するために必要と認めた時、申請に基づき財政上の措置を講ずる。	様々な取り組みの必要性が強く感じられるので、それにかかる予算を県民や必要とする団体、企業が申請するための、申請用紙を条例の規則で定める必要があるため。	条例の掲げる施策やその実施方法については、今後検討してまいります。
小西	情報コミュニケーション	第19条	県は、条例の目的を達成するために必要な事項等を明示し、県民に周知しなければならない。	どのような取り組み、企画があれば、県から経費の補助がもらえるのか、申請できる企画や行事等を明示し、県民に手順を分かりやすくするため。	同上

委員名	条例	該当箇所等	意見	左記の理由	回答案
長谷川	情報コミュニケーション	第6条	第6条は2項に分かれており、1項は「県民」全体に、2項はそのうち「障害者」に対する内容となっています。 ①県が制定する条例が、障害があることによって障害者個人に一般の県民としての役割以上の役割を負わせていると読めるような文面にしたくない。 ②意見表明は役割・義務というより権利であることを明確にし、それを保障するような文面にしたい。 以上の理由から、第2項を以下のような文面とすることを提案します。 障害者は、この条例の基本理念の実現のため、現に情報を取得及び利用し、並びに意思疎通手段を使用する者の視点から、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援に係る施策に対して、当事者としての要望や意見を積極的に表明することが奨励される。 ・素案にある「基本理念にのっとり」の部分が、同じ文の後続部分のどことどうつながっているかが不明確に思われます。そのため、第1項と同じく「基本理念の実現」とし、そのために障害者自身ができることを具体的に補足して述べる内容としました。 ・「視点」は意思疎通手段使用と情報の取得・利用の両方にかかることなので、「情報を取得及び利用し」を追加しました。 ・「県が実施する…施策に協力する」「…表明するよう努める」は、いずれも、障害者個人に対して外部から役割・義務を課す表現になっていると思われます。また、施策への協力は、第1項で県民全体に対して言っている「基本理念の実現に努める」に含まれている部分もあり、あらためて第2項で障害者のみに対して言う必要はないと思われます。当事者団体を含む関係団体に対して「協力」「努める」を求めるのは妥当ですが、障害者「個人」に対して、本人の意思がどうであるかに触れることなく、役割を課すような文面とするのは適切でないと思います。 ・県の施策に対する障害者ならではの役割は、その施策に「協力」することよりも、むしろ、施策に対して「当事者としての要望・意見を表明する」ことだと思いますので、そのような文面としました。 ・「(意見表明の)権利を有し、(意見表明をすることが)奨励される。」としたほうがより明確になると思いますが、表現が重複してしまうこと、また、「奨励」だけでも権利として認められていることが示せると思いますので、「権利」という語は入れませんでした。 ・「障害者の権利に関する条約」第17条の「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する。」、「児童の権利に関する条約」第13条の「児童は、表現の自由についての権利を有する。」のように、権利の保有を述べる条文もありますので、上記のような文面にすることは可能と思います。	・前半部分については、「現に情報を取得及び利用し、並びに意思疎通手段を使用する者の視点から」と修正いたします。 ・後半部分については、法制部署とも協議しましたが、条例においては原則「奨励される」は使用されません。本条文における「努める」は、義務を課すものではなく、積極的に権利を行使しようとする姿勢を表していますので、現行の記載のままとさせていただきます。	
長谷川	両条例		たとえば、群馬県手話言語条例には、「県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする」(第9条2)といった条文があり、「その職員が」という条文があることで、条例の理念の実現・普及について、県が率先して行なっていくとする姿勢が表すことができていると思います。このような内容を入れることはできないでしょうか。	県の責務として普及啓発を定めており、また県職員も県に含まれることから、御提案の内容については既に包括的に含まれていると考えられます。 なお、条例の掲げる施策やその実施方法については、今後検討してまいります。	

「広島県手話言語条例（仮称）」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）」素案に係る県民意見募集の結果について

1 実施期間・提出人数等

【実施期間】 令和 7 年 7 月 2 日（水）～令和 7 年 8 月 1 日（金）までの間

【提出人数】 71 人・団体

【提出方法】 電子申請、郵送、FAX、電子メール、持参

2 意見の件数・内訳

【意見件数】 179 件

【意見の内訳】

広島県手話言語条例に係る意見：92 件

広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例に係る意見：63 件

両条例に係る意見：24 件

※ 該当条例・条文の記載がない意見については、事務局で整理

3 意見の内容及び意見に対する基本的な対応方針案

（1）意見への対応方針 ※庁内関係部署との調整により、最終的な区分は変更となる可能性がある

対応方針	手話	情報	両条例	合計
意見を踏まえて素案の一部を修正するもの	3 件	4 件	0 件	7 件
素案の修正を要さないもの（条文に対する意見）	34 件	20 件	3 件	57 件
素案の修正を要さないもの（具体的な施策に対する意見）	45 件	28 件	8 件	81 件
意見の反映が困難なもの	9 件	9 件	11 件	29 件
その他（条例への賛同や、別問題への意見等）	1 件	2 件	2 件	5 件

（2）修正を反映させた主な意見

【広島県手話言語条例】

- ・ 前文における表現の変更（元号の追加や「ろう者」→「ろう者等の間で」等）
- ・ 手話言語条例の第 4 条～第 6 条において、主体が誰に向けて実施をするのか明記

【広島県情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例】

- ・ 意思疎通手段の定義において、コミュニケーションボードを追加
- ・ 意思疎通支援者の定義を明確化

（3）反映が困難な主な意見

- ・ 財政上の措置の義務化について多くの意見があった（13 件）が、予算については限りがあることから、努力規定に留めた。
- ・ その他、意思疎通手段の一部削除・追加や、条例内における補助金申請の様式制定等についての意見が見られた。

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）素案 新旧対照表（案）

※ 対応方針（案）に記載のない修正箇所は、条文化に伴う文言整理による（全条共通）

修 正 後	対 応 方 針(案)	修 正 前(第3回検討会議後、パブリックコメント前)
広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称） （前文） 全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。 そのためには、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通が図られること及び必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定や意見の表明を行い、障害者が社会の一員として必要な意思疎通手段を自らの意思で選択し、支援を受けることにより、あらゆる分野の活動に参加し、健やかな生活を維持していくことは、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠である。り、<u>尊重されるべき権利である。</u>また、障害者が必要な意思疎通手段を自らの意思で選択することが可能となるための支援を受けることにより、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加し、健やかな生活を維持していくことが重要である。 私たちは、このような認識に立ち、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に関する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段及び情報の取得・利用方法情報の取得及び利用方法並びに意思疎通手段が十分に確保された環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。 （目的） 第1条 この条例は、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に関する情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町、県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって障害の有無にかかわらず、全ての県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。	【パブリックコメント意見】 「そのためには、」から始まる文章が長く読みづらいとの意見を踏まえ、「必要不可欠であり、尊重されるべき権利である。」で区切る等の整理。 【施策推進協議会意見】 - 情報の取得等が尊重されるべき権利である旨を明記すべきとの意見を踏まえ、追記。	広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称） （前文） 全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。 そのためには、障害の有無にかかわらず、円滑な意思疎通が図られること及び必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定や意見の表明を行い、障害者が社会の一員として必要な意思疎通手段を自らの意思で選択し、支援を受けることにより、あらゆる分野の活動に参加し、健やかな生活を維持していくことは、必要不可欠である。 このような認識に立ち、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に関する施策を総合的に推進し、障害者の特性に応じた多様な意思疎通手段及び情報の取得・利用方法が十分に確保された環境整備や、県民の理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。 1 目的 ○ この条例は、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に関する施策を総合的に推進し、障害の有無にかかわらず、全ての県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。 ○ そのために、この条例で次の事項を定める。 ・ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に関する基本理念 ・ 県の責務や市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割 ・ 県の施策の基本となる事項

修 正 後	対 応 方 針(案)	修 正 前(第3回検討会議後、パブリックコメント前)
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 障害者 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。 2 意思疎通手段 言語（手話言語及び文字言語を含む）、文字の表示、文字言語、点字、触覚を使った触手話や、手書き文字、指点字等の意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラスト、写真、図、ピクトグラム等を使った表示、<u>コミュニケーションボード</u>、ジェスチャー、その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、一つずつ順序立てた説明や、曖昧な言い方を避けた伝え方簡潔で直接的な言葉、感覚的な負担や様々な負担を避けた環境設定などの手段及びチェックリストの活用等の様式など、その他の障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。 3 意思疎通支援者 <u>障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るため、</u>障害者とその他の者における意思疎通の支援を行う者をいう。 (基本理念) 第3条 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、全ての県民が人格と個性を尊重し合い、かつ相互理解を深めるために、全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず、等しく必要とする情報を十分に取得し、及び利用することができるとともに、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通が行われるよう推進されなければならない。 2 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に必要なによる情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る支援は、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、推進されなければならない。 (県の責務) 第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用の促進に関するによる情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。	【パブリックコメント意見（2件）】 【委員からの意見】 - 意思疎通手段に「コミュニケーションボード」の追加すべきという意見を踏まえ、追記。 【パブリックコメント意見】 - 障害者は意思疎通支援者の支援による情報の取得等が大きな課題であるとの意見を踏まえ、意思疎通支援者の定義として情報の取得・利用・意思疎通の支援を行う者であることを明記。	2 定義 ○ 障害者 障害者基本法に規定する障害者 ○ 意思疎通手段 言語（手話を含む）、文字の表示、<u>文字言語</u>、点字、触覚を使った触手話や手書き文字、指点字等の意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラスト、写真、図、ピクトグラムを使った表示、ジェスチャー、その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、一つずつ順序立てた説明や、曖昧な言い方を避けた伝え方、感覚的な負担や様々な負担を避けた環境設定などの手段及びチェックリスト等の様式など、障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段 ○ 意思疎通支援者 障害者とその他の者における意思疎通の支援を行う者 3 基本理念 ○ 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に係る施策は、全ての県民がその人格と個性を尊重し、相互理解を深めることを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 - 全ての障害者が、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通が行われるよう推進する。 - 全ての障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し、及び利用できるよう推進する。 - 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に必要な支援は、県、市町、県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、推進する。 4 県の責務 ○ 県は、次のことを責務として行う。 - 基本理念にのっとり、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

修 正 後	対 応 方 針(案)	修 正 前(第3回検討会議後、パブリックコメント前)
5 市町の役割 市町は障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。 (県民の役割) 第5条 全ての県民がは、障害の有無にかかわらず、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、必要な配慮に努めるものとする。 2 障害者は、基本理念にのっとり<u>この条例の基本理念の実現のため、現に情報を取得及び利用し、並びに</u>意思疎通手段を現に使用する者の視点から、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する<u>による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る</u>施策に協力するとともに<u>対して</u>、当事者としての要望及び意見を積極的に表明するよう努めるものとする。 (意思疎通支援者及び関係団体の役割) 第6条 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民等への理解の促進に努めるほか、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関するによる情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。 (事業者の役割) 第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用へのが必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう必要な配慮を行うとともに、県又は市町が実施する障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めるものとする。 (推進体制) 第8条 県は、条例の施策の進捗状況を評価するとともに、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。	(第15条と統合) 【委員からの意見】 障害者は情報の取得及び利用についても、当事者としての立場であるという意見を踏まえ、「現に情報を取得及び利用し」を追記	5 市町の役割 - 市町は障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用の促進に関する施策を実施する。 6 県民の役割 - 障害の有無にかかわらず、全ての県民がこの条例の基本理念の実現に努める。 - 障害者は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を現に使用する者の視点から、県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力するとともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明するよう努める。 7 意思疎通支援者及び関係団体の役割 - 意思疎通支援者及び関係団体は、次のことに努める。 - 他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段についての県民等の理解の促進 - 県が実施する障害者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援 8 事業者の役割 - 事業者は、 - 障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用への必要な配慮を行う。 - 県又は市町が実施する障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得・利用に係る施策に協力するよう努める。 9 推進体制 - 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。

修 正 後	対 応 方 針(案)	修 正 前(第3回検討会議後、パブリックコメント前)
(計画及び施策の策定・推進) 第9条 県は、前条の「推進体制」により基づく検討を踏まえ、障害者基本法第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標を定めるものとする。 (意思疎通支援者の養成等) 第10条 県は、第三条第二項の規定する障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。 (啓発及び学ぶ機会の確保) 第11条 県は、あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段や情報の取得利用方法情報の取得及び利用方法並びに意思疎通手段があることについて県民の関心と理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に必要な取組を行うものとする。 (県政の情報の発信等) 第12条 県は、あらゆる障害特性に応じた意思疎通手段による情報発信ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。 (災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保) 第13条 県は、災害その他非常の事態において、障害者が円滑な意思疎通や情報の取得利用ができ、過去に起こった大規模災害の教訓や障害者を取り巻く防災課題を踏まえた過去に発生した災害の教訓及び障害者を取り巻く防災課題を踏まえ、災害その他非常の事態において、障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。 (情報通信機器等の利用方法の習得等) 第14条 県は、障害者及び意思疎通支援者が障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を講ずるものとする。		10 計画及び施策の策定・推進 ○ 県は、前条の「推進体制」に基づく検討を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者プラン）において、障害者の円滑な意思疎通及び情報の取得利用の促進に関する施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標を定める。 11 意思疎通支援者の人材確保、養成等 ○ 県は、基本理念（第3条第2項）に掲げる分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずる。 12 啓発及び学ぶ機会の確保 ○ 県は、あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段や情報の取得利用方法があることについて県民の関心と理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に必要な取組を行う。 13 県政の情報の発信等 ○ 県は、あらゆる障害特性に応じた意思疎通手段による情報発信ができるよう必要な措置を講ずる。 14 災害時等の情報発信等 ○ 県は、災害その他非常の事態において、障害者が円滑な意思疎通や情報の取得利用ができ、過去に起こった大規模災害の教訓や障害者を取り巻く防災課題を踏まえた必要な措置を講ずる。 15 情報通信機器等の利用方法の習得等 ○ 県は、障害者が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行う。

修 正 後	対 応 方 針(案)	修 正 前(第3回検討会議後、パブリックコメント前)
(市町との連携) 第 15 条 県は、市町がその地域の実情に応じて、この条例の趣旨に合致した障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る取組について促進されるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。 (学校教育の分野における環境の整備) 第 16 条 県は、日常的に子供が意思疎通手段を必要とする者に対する教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。 (職場における環境の整備) 第 17 条 県は、職場環境の整備のための取組が促進されるよう、障害者が勤務する、又は勤務を予定している事業者に対するし、その障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができる環境の整備が促進されるよう、情報の提供、相談及び技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。 (財政上の措置) 第 18 条 県は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。		16 県と市町の連携 ○ 県は、市町がその地域の実情に応じて、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。 17 学校教育の分野における環境の整備 ○ 県は、日常的に子供が必要とする教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。 18 職場における環境の整備 ○ 県は、職場環境の整備のための取組が促進されるよう、障害者が勤務する、又は勤務を予定している事業者に対する情報の提供、相談及び技術的な助言その他必要な支援を行う。 19 財政上の措置 ○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

広島県手話言語条例（仮称）素案 新旧対照表（案）

※ 対応方針（案）に記載のない修正箇所は、条文化に伴う文言整理による（全条共通）

修 正 後(案)	対 応 方 針(案)	修 正 前(第3回検討会議後、パブリックコメント前)
広島県手話言語条例（仮称） （前文） 手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。 我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者 等 の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治十三年にイタリアのミラノで開催された第二回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。 我が国においても、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が <u>昭和八年</u> に文部大臣からなされて以来、手話の使用が禁止され、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者は偏見を持たれたり不当な扱いを受けたりするなど苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれていた。また、広島県は、昭和二十年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者 等 は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた。 その後、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても、言語には手話が含まれることが明記されているが、今なお手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。 手話に関する施策の推進に関する法律（令和七年法律第七十八号）において、手話がこれを使用する者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段である <u>ることに鑑みり、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）</u> に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、 <u>手話に関する</u> 施策の基本となる事項について定められたところである。 そのため、私たちは、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及び <u>手話のその</u> 習得の促進を図るとともに、 <u>手話に関する手話施策推進法に基づく</u> 施策を推進し、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。	【パブリックコメント意見】 ・ 手話言語は「ろう者の間」だけに限らず様々な人の間で大切に受け継がれ発展してきたという意見を踏まえ、「ろう者等の間」と修正。 【パブリックコメント意見】 ・ 文部大臣による訓示について、具体的な時期を記載すべきという意見を踏まえ、「昭和八年」を追記。	広島県手話言語条例（仮称） （前文） 手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。 我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治13年にイタリアのミラノで開催された第2回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。 我が国もろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が文部大臣からなされて以来、手話の使用が禁止され、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者は偏見を持たれたり不当な扱いを受けたりするなど苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれていた。また、広島県では、昭和20年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた。 障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されているが、今なお手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。 令和7年に施行された手話に関する施策の推進に関する法律において、手話がこれを使用する者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であり、手話に関する施策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項について定められたところである。 そのため、私達は、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及びその習得の促進を図るとともに、手話施策推進法に基づく施策を推進し、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

修 正 後(案)	対 応 方 針(案)	修 正 前(第3回検討会議後、パブリックコメント前)
(目的) 第1条 この条例は、手話<u>言語</u>が言語であるという認識の下、<u>手話言語語としての手話</u>の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、<u>手話言語を必要とする者</u>手話言語を必要とする障害児及び障害者（以下「手話言語を必要とする者」という。）及び手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 (基本理念) 第2条 手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話<u>言語</u>が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者<u>等</u>の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、<u>手話言語を必要とする者の</u>手話の使用及び習得<u>のに</u>に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならない。 (手話言語言語としての手話の認識) 第3条 県は、県民に対し、手話<u>言語</u>が言語として認識されるよう必要な啓発を行うものとする。 2 県は、<u>手話言語に関する言語としての手話</u>文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。 3 県民は、手話<u>言語</u>を言語として認識<u>し、手話を使う権利を尊重</u>するよう努めるものとする。 (手話の習得の機会の確保) 第4条 県は、市町、障害者、関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずるものとする。 2 市町、障害者、関係団体等は、手話を習得できる機会の確保を図るために、必要な協力を行うよう努める。 (学校に対する手話の習得の機会の確保への支援) 第5条 県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、<u>手話言語を必要とする者等が</u>手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。 (事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援) 第6条 県は、手話言語を必要とする者が勤務又は勤務を予定する事業者に対し、<u>手話言語を必要とする者及び共に働く者が</u>手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。	【施策推進協議会意見】 「手話言語を必要とする障害児及び障害者」は限定的であり、よりインクルーシブな表現に改めるべきという意見を踏まえ、手話施策推進法に準じて、障害者以外の者を含む包括的な表現に修正。 【委員からの意見】 - 県民が手話が言語であることを認識し、それに基づいて、手話が必要な人が具体的な場面で手話を使えるよう協力していくという意味で、「手話を使う権利を尊重」を追加すべきという意見を踏まえ、追記。 【パブリックコメント意見】 「手話を習得できる機会の確保」が、誰に対するものかわからないという意見を踏まえ、追記。(第6条も同様)	1 目的 - この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話言語を必要とする障害児及び障害者（以下「手話言語を必要とする者」という。）及び手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 - そのために、この条例で次の事項を定める。 - 言語としての手話の認識の普及 - 手話の習得の機会の確保 2 基本理念 - 手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話の使用及び習得に係る機会の確保が図られるよう推進する。 3 言語としての手話の認識 - 県は、県民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。 - 県は、言語としての手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずる。 - 県民は、手話を言語として認識するよう努める。 4 手話の習得の機会の確保 - 県は、市町、障害者及び関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずる。 - 市町、障害者及び関係団体等は、手話を習得できる機会の確保を図るために、必要な協力を行うよう努める。 5 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援 - 県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。 6 事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援 - 県は、手話言語を必要とする者が勤務、又は勤務を予定する事業者に対し、手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。

修 正 後(案)	対 応 方 針(案)	修 正 前(第3回検討会議後、パブリックコメント前)
(推進体制) 第7条 県は、<u>この条例制定後の施策の</u>進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及及び<u>手話の</u>習得の機会の確保に関する施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。 (財政上の措置) 第8条 県は、<u>手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を推進するため</u>、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。		7 推進体制 ○ 県は、条例の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及や習得の機会の確保に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。 8 財政上の措置 ○ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）

（前文）

全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。

そのためには、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、尊重されるべき権利である。また、障害者が必要な意思疎通手段を自らの意思で選択することが可能となるための支援を受けることにより、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加し、健やかな生活を維持していくことが、重要である。

私たちは、このような認識に立ち、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の特性に応じた情報の取得及び利用方法並びに意思疎通手段が十分に確保されるための環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町、県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって障害の有無にかかわらず、県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 意思疎通手段 言語（手話言語及び文字言語を含む。以下同じ。）、文字の表示、点字、触手話、手書き文字、指点字、拡大文字、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラスト等を使った表示、コミュニケーションボード、ジェスチャー、一つずつ順序立てた説明、簡潔で直接的な表現、チェックリストの活用その他の障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。
- 3 意思疎通支援者 障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るため、障害者とその他の者の間における意思疎通の支援を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、県民が人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、障害者が、その日常生活又は社会生活を営ん

でいる地域にかかわらず、等しく必要とする情報を十分に取得し、及び利用することができるとともに、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を図ることができるよう、推進されなければならない。

- 2 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る支援は、県、市町、県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、障害の有無にかかわらず、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、必要な配慮に努めるものとする。

- 2 障害者は、この条例の基本理念の実現のため、現に情報を取得及び利用し、並びに意思疎通手段を現に使用する者の視点から、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に対して、当事者としての要望及び意見を積極的に表明するよう努めるものとする。

（意思疎通支援者及び関係団体の役割）

第六条 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民の理解の促進に努めるほか、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう必要な配慮を行うとともに、県又は市町が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めるものとする。

（推進体制）

第八条 県は、施策の進捗状況を評価するとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団

体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

(計画及び施策の策定・推進)

第九条 県は、前条の推進体制により、障害者基本法第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標を定めるものとする。

(意思疎通支援者の養成等)

第十条 県は、第三条第二項に規定する障害者が自立した日常生活及び社会生活営むために必要な分野において、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他必要な施策を講ずるものとする。

(啓発及び学ぶ機会の確保)

第十一条 県は、障害の特性に応じた情報の取得及び利用方法並びに意思疎通手段があることについて県民の関心及び理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に必要な取組を行うものとする。

(県政の情報の発信)

第十二条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報発信ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保)

第十三条 県は、過去に発生した災害の教訓及び障害者を取り巻く防災課題を踏まえ、災害その他非常の事態において、障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報通信機器等の利用方法の習得等)

第十四条 県は、障害者及び意思疎通支援者が障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を講ずるものとする。

(市町との連携)

第十五条 県は、市町がその地域の実情に応じて、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る取組が促進されるよう、緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(学校に対する環境の整備への支援)

第十六条 県は、日常的に意思疎通手段を必要とする者に対する教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言、その他の必要な支援を行うものとする。

(事業者に対する環境の整備への支援)

第十七条 県は、障害者が勤務、又は勤務を予定する事業者に対し、その障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができる環境の整備が促進されるよう、情報の提供、相談及び技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

広島県手話言語条例（仮称）

（前文）

手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。

我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者等の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治十三年にイタリアのミラノで開催された第二回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。

我が国においても、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が昭和八年に文部大臣からなされて以来、手話の使用が禁止され、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者は偏見を持たれたり不当な扱いを受けたりするなど苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれていた。また、広島県は、昭和二十年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者等は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた。

その後、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても、言語には手話が含まれることが明記されているが、今なお手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。

手話に関する施策の推進に関する法律（令和七年法律第七十八号）において、手話がこれを使用する者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項について定められたところである。

そのため、私たちは、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及び手話の習得の促進を図るとともに、手話に関する施策を推進し、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、手話言語が言語であるという認識の下、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、手話言語を必要とする者及び手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話言語が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者等の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、手話言語を必要とする者の手話の使用及び習得の機会の確保が図られるよう推進されなければならない。

(手話言語の認識)

第三条 県は、県民に対し、手話言語が言語として認識されるよう必要な啓発を行うものとする。

2 県は、手話言語に関する文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県民は、手話言語を言語として認識し、手話を使う権利を尊重するよう努めるものとする。

(手話の習得の機会の確保)

第四条 県は、市町、障害者、関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずるものとする。

(学校に対する手話の習得の機会の確保への支援)

第五条 県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、手話言語を必要とする者等が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援)

第六条 県は、手話言語を必要とする者が勤務又は勤務を予定する事業者に対し、手話言語を必要とする者及び共に働く者が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(推進体制)

第七条 県は、この条例制定後の施策の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。

(財政上の措置)

第八条 県は、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

県民意見募集における意見の概要と県の基本的な対応方針

1 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例

※ 県民意見募集でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して記載している。

該当条文	通番	意見の概要	県の基本的な対応方針
前文	1	「そのためには」から始まる一文が長い。「必要不可欠であり、」のところで一旦切り、次から新しい文にする方が読みやすく、意味がわかりやすいと思う。	条文に反映
第2条	2	前文7行目に「情報の取得」が有り、聴覚障害は介助者が居ないときの情報の取得は大きな課題なので、6行目の「障害者が意思疎通を…」を「障害者が情報収集や意思疎通を図るための…」とすべき。	条文に反映
	3	意思疎通手段の定義に、コミュニケーションボード、絵カード、コミュニケーションアプリのICT機器を追記してほしい。	
	4	イラストを用いた支援の具体例として、意思疎通手段にコミュニケーションボードとはっきり明記してほしい。大分県では、コミュニケーションボードを作成し広く活用を促している。理解することに時間がかかってしまい、疲れ切って、判断が鈍くなってしまう経験を多々している。コミュニケーションの方法が不足していることで、分からない自分にストレスを感じ、落ち着かなくなったり、情緒が不安定になったりする。特に、学校現場でいち早く取り入れ、当事者の自尊心を傷つけないことが大切だと思う。学校の仕組みは、戦前戦後の指導方法が色濃く残っており、一斉指導や大人数教育などで、個を殺すような教育になっている。苦しんでいる子どもたちがたくさんいる。不登校やひきこもりが増えている事実を重く受け止めて、学校教育の改善を図る内容になるようお願いする。	
	5	2行目の「マルチメディア、」の次に「手話通訳」を入れる。要約筆記が入っているので整合性を持たせるべき。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	6	・遠隔手話通訳・自動字幕生成などを「意思疎通支援サービス」に含める。 ・「意思疎通支援サービス」とは、遠隔情報通言技術を用いた手話通訳、字幕表示等を含むものとする。 ・厚労省が遠隔手話導入経費を自治体支援している。 ・全日本ろうあ連盟のガイドラインで自治体格差が指摘されている(JFDガイドライン)。	
	7	手話言語が音声言語と同様に位置付けられていることは、手話言語を必要とする者にとっては勇気付けられる。知るべき情報や緊急情報等を取得できることにより安心して生活できるようになる。これが、社会参加等、社会に一層関わっていける意欲の向上につながる。広島県手話言語条例と共に成立してほしい。	施策に対する意見
	8	言語に手話を含み、手話を強調する意味合いは、手話が置かれてきた歴史的背景からも意義深いと考える。「手話」は独立した自然言語であることが広く認識されており、その明記には大きな意味がある。 一方で、「文字言語」は、既存の言語(例：日本語など)を表記する手段であり、言語体系そのものではない。また、「言語」という語が多義的であるため、言語体系(日本語、日本手話など)と、その表現手段(音声、文字など)を混同する恐れがある。 第2回検討会資料(第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 概要)では、「文字言語」を用いる理由として、『「手話言語」という言葉の意味がすぐに分かるように、「文字言語」という言葉の意味も分かるようになっていただきたいと思っている。』とされていましたが、条例で示すことでその言葉の意味が分かるようになるとは考えにくく、むしろ「言語」という言葉への混乱を招く可能性がある。また、「喋る言葉が聞こえないので、文字にする」という意味を分かりやすくするため」という意図は、「文字の表示」「代筆」「要約筆記」「筆談」などの具体的な記載によって十分に示されていると考える。以上のことから、再検討をお願いしたい。	法制的に記載困難
	9	「意思疎通手段」のところで「文字言語」とあるのが気になった。文字は言語ではありません。言語を表記する手段です。「手話言語及び文字言語を含む」と手話と文字が言語として並べられていることに違和感がある。「言語(手話言語を含む)、文字、」とされた方がよいのではないか。	
	10	1行目の、具体的手段の例で「文字の表示・文字言語」は意味が重複するので、「文字」だけにするか、又は、「言語(手話を含む)、文字の～」言語(音声・文字・手話を含む)、点字～と続けるべき。	その他反映困難
第3条	11	娘が1週間ほど入院したが、困ったときブザーを押して言わなければならない。要領よく、的を得て話せず困った。紙に書く(筆談)など、病院、医療の面でもすすめてほしい。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	12	・要数・司法・文化等各分野での合理的記康を「実施しなければならない」と規定する。 ・改正障害者差別解消法が行政・事業者に合理的配慮義務を課している。	
第4条 第5条	13	県・市が主催、共催する講演会、講座、イベント等に手話通訳が付くことは多いが、要約筆記(文字通訳)が付くことは非常に少ない。手話言語条例が制定されたら、さらに手話通訳だけ付くようになるのではないかを危惧する。聴覚障害者への合理的配慮の観点から手話通訳のみでなく、必ず要約筆記(文字通訳)も付くようにしていただきたい。 手話が理解できない聴覚障害者への配慮が欠けている。高齢化社会で手話のわからない高齢難聴者も急増している。聴覚障害者のコミュニケーション手段は手話だけではないことを県民に広く周知をお願いしたい。意識的に要約筆記(文字通訳)を付けることを要望する。	施策に対する意見
第7条	14	「他の意思疎通支援者及び～県民への理解の促進」の「県民の理解の促進」の部分について、読み返しても内容がわかりにくいので、もう少し具体的にしていきたい。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	15	意思疎通支援者及び関係団体は、それぞれの活動の中で、「障害の特性に応じた多様な情報の取得及び利用、並びに意思疎通手段についての県民への理解の促進」に、すでに自主的に取り組まれていることと思う。これらの取組は、支援者や団体自身の意思や信念に基づくものであり、条例において努力義務として明記されることには、違和感を覚える。また、このような役割は意思疎通支援者や関係団体のみが担うべきものではなく、社会全体が担うべきものではないか。支援活動のあり方が限定的・一方的に定められることのないよう、慎重な表現を望む。	その他反映困難
第8条	16	1行目の「利用への必要な配慮を行う」を「利用への必要な配慮と対策を行う」とする。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	17	差別解消法で民間事業者は合理的配慮が義務になっているので、「事業者は、県又は市町が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努める。」とする。	
	18	学校等に在籍する年数以上に、社会生活の年数は長い。多くのきこえない、きこえにくい者が情報の取得、利用、意思疎通に壁を感じるのは、勤務先、銀行や交通機関窓口、買い物に行く店など日常の場面だと思う。当事者団体と共に推進し、事業者への働きかけが一層前進するよう期待する。	施策に対する意見
第9条	19	条例の運用・評価においては、自閉症や知的障害など多様な障害当事者の声を反映できる仕組みを構築すること。特に、言語表出が困難な人に代わって意見を伝える家族・支援者の参加の保障も必要。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	20	障害者福祉計画の国ガイドラインが数値指標と年次評価を推奨しており、手話通訳派遣数や字幕資料作成数等を毎年公表し、第三者評価を経て改善する。	施策に対する意見
第11条	21	手話通訳もだと思うが、音訳や点訳の技術を習得するには時間がかかる。手話通訳はいくら報酬が得られると思うので、若いうちからされる方もいるかもしれないが、音訳や点訳は基本、無償作業なので、子育てが落ち着いた頃、定年退職後等、50～60代になってから講座を受講される方が大半である。そのため、自身の体調不良や介護等で継続して活動できる方は多くない。 現在、教材の点訳作業をしているが、一般書籍の点訳スキルに加え、英語や数学、図の作成など、専用の点訳も必要。それらができるボランティアは数人のため、この先、点訳の依頼があっても、ひきうけられない可能性もある。 点字を必要とする方は多くはないが、教育を受けるためのものが県内で作成できない状況になるのではと心配している。必要としている方が困らないよう、人材育成や有償での作業を検討してもらえたらと思う。	施策に対する意見
	22	意思疎通支援者の人材確保および養成の取り組みにおいては、行政職員自身も当該(要約筆者)講座や研修会等に参加し、実践的な知識と理解を深めることで、施策の実効性向上につなげていただきたい。併せて、支援の現場や当事者のニーズについて理解を深めていただきたい。	

※ 県民意見募集でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して記載している。

該当条文	通番	意見の概要	県の基本的な対応方針
第12条	23	中途失聴難聴者の存在、状況を知らない人が多い。この人達には手話を習得していない人多く、文字による要約筆記が必要な事を声を大にして発言すべきである。社会に難聴者の立場、状況を多くの人に浸透させるのが先決と思う。要約筆記の意味、必要性を広めてほしい。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	24	啓発はどのように発信していくのか。個々に浸透するよう細やかな情報発信で案内してほしい。	施策に対する意見
第13条	25	視覚障害がありますが、QRコードがついていることすら、点字で示してなくてわかりません。また、自分が点字で生活していることすら行政は把握しておらず、公文書は読めません。「情報発信」の前にその人がどのようにして情報を得ているかを「把握」することを明記すべき。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	26	条例が制定されても、現場でその内容が十分に知られていなければ、実効性が伴わない。条例の施行にあわせて、広報活動や説明会、動画などを通じて、県民・企業・教育機関への周知徹底を図っていただきたい。広島県のパブリックコメント募集では条例の趣旨は示されていますが、広報活動の具体策は明記されていない。条例施行時には、動画・説明会・パンフレットなどを活用した多角的な広報が必要である。	施策に対する意見
	27	情報発信の方法はどのような方法なのか。発信をしていても年齢や障害により受け取り方がわからない障害者もいる。情報の取得について、当事者に適した方法を選ぶよう案内してほしい。	
第14条	28	災害時には、迅速かつ正確な情報が命に関わる重要な要素となる。聴覚障害者への情報伝達が遅れることがないよう、手話通訳者や字幕付き放送、スマートフォン通知などを活用した情報保障体制を条例に盛り込んでいただきたい。東日本大震災では、ろう者が情報から取り残された事例が多数報告されている。災害時の情報保障は命に直結する課題であり、条例に明記すべき重要事項である。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	29	知的な遅れがあり、発達障害の人にもわかりやすい情報取得方法を提示してほしい。新しいことに不安を感じたり、人が多いところに行きにくい人にどう避難所に行くよう伝えられるか心配。	施策に対する意見
	30	・災害時にテレビ・ネット・避難所サイネージで手話・字幕付き情報を同時配信する。 ・厚労省通知が災害時に手話通訳等の提供を要請している。	
第15条	31	情報通信機器等の利用方法の習得については、学校という実際の現場で本人への実施が良いと思う。	施策に対する意見
	32	今のスマートホンは広告・危険なサイト、追加情報が多すぎて困っている。障がいのある人が安心して使える機器がほしい。	その他
第17条	33	本人にとって、昔も今も家の外では意思疎通が大変である。言葉はあっても、気持ちの表出が苦手で、嘔吐などの身体症状にストレスが表れて、苦手がわかるのが現状。 学校で、ICTなどを使つての非言語でのコミュニケーションという手段を確保できたら、発達障害の子どもたちは大人になって、かなり楽なのではと思う。また担当になった先生がICTを学ばれるのではなく、どの学校にも対象者がいる時代ですので、専門の人を学校において早期に対象者にあつた方法を得てほしいと思う。助言・支援だけでなく、専門の人の配置をしてほしい。	施策に対する意見
	34	若い世代への手話教育が十分に行われていないため、手話が「特別なもの」として認識されがちである。 学校教育において、手話を言語として学ぶ機会を設けるよう、県教育委員会と連携して取り組んでいただきたい。 神奈川県・鳥取県・大阪市など、他自治体ではすでに教育現場で手話導入が進んでいる。文部科学省も「言語としての手話教育」の重要性を認めており、広島県でも教育委員会との連携が期待したい。	
	35	発達障害の子供は、漢字の読みが難しく、語彙がなかなか増えず、教科書を読んでも理解が十分に出来ない。また、聞いた言葉は頭に残りにくいので、先生の言われたことが分かりにくく、目で見ることによって確認することができる。 学校の教科書やプリント、テストに、ルビがないと他の子供と同じように学習することができない。学校の教科書は教科により使わない先生も多く、学習は主にプリントや、板書で進められる。デジタル教科書だけではフォローが難しい。せめて学校で1人1台支給されているタブレット等でルビ振りができれば学習に参加できて、わかることが増え学習意欲が上がると思う。学校でのICTの活用により、視覚的に支援されてみんなと同じように学習する機会ができることを切に願っている。	
	36	わたしは、小学校でクラスみんなと勉強しています。わたしは不安が強く、自分の気持ちをひとに伝えるのが難しいです。なんと言えいいか分からず黙ってしまいます。返事やあいさつができないことが多いです。嫌なことがあつて先生にたすけてもらいたいときもなにもいえません。先生や、おばあちゃん、よその人にはわがままだと怒られたり黙ったままなので放って置かれたりします。本当は困っていて何と言っているか分からないのです。 この前療育センターの先生にタブレットで質問してもらいました。自分の返事をタブレットに入力しました。ローマ字を習ったのでローマ字入力しました。そしたら、先生がこんなにしっかり考えていてすごいね、とほめてくれました。わたしも自分の気持ちがわかつて伝えられました。 最近はおかあさんのラインやキーブメモをつかいます。おかあさんにはつたえられることができました。おかあさんはつたえてくれてありがとうとよここんでくれました。字を書くのは苦手です。書いた字が気になって書くことでつかれてしまいます。 携帯やタブレットに入力するとつかれずに自分の言いたいことが思い浮かびます。学校や、近所の人とも携帯やタブレットでコミュニケーションをとり、わかってもらいたいです。きもちや考えていることをつたえたいです。わがままだと、みんなにおこられるのはいやです。知らん顔して放っておかれるとさみしくて不安です。私は学校や、いろんな場所でタブレットや携帯で自分のことを伝えられるようになったら安心です。コミュニケーションで困っていることをかきました。よろしくお願いします	
	37	発達障害のある人が不登校や引きこもりになる原因は、視覚支援の不足により、学習で置き去りにし、安心と自信を奪い本人を疲れさせ、傷つけたにもかかわらず、何も支援をしなかったことにも気が付かない教育の場や社会にあると思う。	
第18条	38	聴覚障害者として企業研修に参加した際、手話通訳の派遣費用を理由に、通訳なしでの参加を求められ、実際に通訳なしで参加した経験がある。 職場で円滑な意思疎通を図るためには、研修や会議などの場においても手話通訳などの情報保障が不可欠である。しかし、企業にとって通訳費用は大きな負担となり、必要な情報を得られない事態が生じる。 県として、手話通訳派遣にかかる費用について、補助金制度の創設や減額措置など、企業の負担を軽減する支援策を講じていただきたい。 条例素案第18条では「県が必要な支援を行う」としているが、費用負担の軽減策は明記されていない。障害者差別解消法では「合理的配慮の提供」が求められており、通訳費用の支援はその一環と考える。	施策に対する意見
	39	手話通訳者にはそれぞれ得意分野があり、例えば病院、機械(工業系)、経理、ITなど、専門的な内容を扱う場面では、通訳者の知識や経験によって情報の正確さや伝達のスムーズさに差が生じることがある。そのため、職場における研修や業務支援の場面では、通訳者の専門性を考慮したマッチングが重要。 指名・指定までは求めないが、通訳者の得意分野を事前に把握し、適切な場面に派遣できる仕組みがあるとより効果的な情報保障が可能になる。通訳者の専門性を活かすことで、聴覚障害者と通訳者双方の負担軽減につながると思う。 専門性の高い内容では、通訳者の理解力が情報の正確性に直結する。医療通訳や法廷通訳など、分野別通訳の重要性は他領域でも認識されており、手話通訳にも応用可能だと考える。	
	40	企業の多くは、手話通訳の重要性や情報保障の必要性について、まだ十分に理解していないのが現状である。そのため、県として企業向けの啓発活動や研修、ガイドラインの整備などを通じて、手話通訳の意義や活用方法について広く周知していただきたい。条例素案には企業への啓発活動の具体策が明記されていない。障害者雇用促進法でも企業の理解促進が重視されており、県によるガイドラインや研修が有効と考える。	

※ 県民意見募集でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して記載している。

該当条文	通番	意見の概要	県の基本的な対応方針
第19条	41	条例が理念だけで終わらないよう、実施状況を定期的に検証する仕組みが必要。条例の施行後には、年次報告やモニタリング制度を設け、当事者や関係者の声を反映する場を継続的に設けていただきたい。 他県では「施行状況の年次報告」制度を設けている例もあり、広島県でもモニタリング制度や協議会の設置が望まれる。これにより、条例の実効性と透明性を確保してほしい。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	42	「財政上の措置を講ずるよう努める」を「財政上の措置を講ずる」への変更すべき。法においては「政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」となっている。国に合わせていただきたい。 私どもは難聴者・中途失聴者の支援をしているボランティアサークルですが、要約筆記活動はもちろん、様々な場面での支援や、支援の方法の研究、聴覚障害への理解を広める活動をしている。活動にあたっては、市や市社会福祉協議会の理解と支援をいただいているが、財政上の制約で実行できないこともしばしばある。 県の担当者も承知とは思うが、小規模な地方公共団体は財政基盤も弱く、予算に限りがあり、事業の実施においては国や県の補助が頼りとなる。市の担当者から「予算が無いのでできません」と言われることのないよう明確な予算措置が可能となるよう、条例上での対応をお願いしたい。	法制的に記載困難
	43	「措置を講ずるよう努める」と、この項目だけ「努める」となっている。他の項目と同様に「構ずる」にいただきたい。	
	44	国の障害者基本計画が財源確保を国・自治体に要求しているため、施策実行に必要な予算枠を毎年度計上し、公表する義務を追加する。	
その他	45	情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策について中途に障害になったものが、新たなコミュニケーション方法を身につけられることを保障できることを明記してほしい。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	46	知的障害者はどうしても当事者が訴えることが難しくなる。自閉症や知的障害、発達障害の人は、この社会・小学校生活・学生生活で、「視覚支援」がないと成長の妨げにもなる。コミュニケーション・アプリやICTも取り入れて頂きたい。学習障害向け専用のアプリで勉強のシステムなどを構築し、もっと生活しやすい世の中になっていただけたらと思う。	
	47	「手話条例」だけでは手話を使えない難聴者・中途失聴者に対する十分な支援が提供できない。そのため、手話以外の情報保障や意思疎通支援を対象とする情報保障・コミュニケーション配慮条例の制定を強く求める。 多くの自治体では「手話を言語とする条例」の整備にとどまり、手話を習得していない難聴者・中途失聴者を含む聴覚障害者には対応が不十分である。例えば、練馬区の条例でも「多様な意思疎通手段」の普及や区の責務は明記されているものの、まだ十分な制度設計・運用には至っていない自治体が散見されている。	
	48	障害者が利用できる多様な手段(手話、筆談、要約筆記、音訳、ヒアリンググループ、公共の電話リレーサービス、音声認識アプリ、平易表現、図・写真や代読・代筆手段など)を定義として明記し、その上で、自治体の責務として、個別に希望を確認した支援手段の提供、要約筆記者や支援者の養成と公的派遣、ICT機器や補助装置導入支援、災害時における多様な情報保障体制の整備を明文化してください。また、当事者や支援者、市民などが参加する協議会の設置や定期的な評価、改善の仕組みを盛り込むべきです。明石市の条例では、施策推進協議会が設けられ、当事者とともに施策を協議して進めている点が先進的であり、参考になると考えられます。	
	49	明石市や中央区(東京都中央区は令和5年4月施行の条例で多様な意思疎通手段による情報提供を義務化しています)の制度を参考に、自治体独自の「情報保障・コミュニケーション配慮条例」を制定してください。手話利用者だけではなく、手話を使わない聴覚障害者を含む包括的な制度枠組みにしてください。次に、条例制定に際しては、他自治体の先行事例調査や関係団体との連携、当事者の意見聴取を通じた条例案の策定・パブリックコメントの活用を進めてください。さらに、要約筆記者などの人材養成やICT支援制度などの数値目標やスケジュールを設けることで、実効性ある制度にしてください。	
	50	この条例が「障害の有無に関わらず情報の取得や意思疎通ができる社会の実現」を目指していることに深く賛同する。しかし、現行の素案においては、視覚や聴覚障害への配慮が中心となっており、自閉症や知的障害、感覚過敏・認知特性など、情報の「受け取り方」「表し方」に困難を抱える人々への対応が十分ではないと感じる。 ・情報が複雑・抽象的すぎると理解が難しい人にとって、「やさしい日本語」やピクトグラムは理解の助けとなる。 ・音への過敏さがある人には、音声アナウンスよりも視覚情報(モニター・表示板等)のほうが安全に情報を受け取れることがある。 ・発語が困難な人は、AAC(拡大・代替コミュニケーション)や視線入力装置などで意思を表現しており、それらも「情報の発信手段」として条例に位置づける必要がある。 ・「情報の取得」に加えて「情報の発信(表出)」手段にも焦点をあて、「発話困難者の意思表現手段(AAC等)」を条例に含めるべき。 ・対象障害に、自閉症・知的障害・学習障害・高次脳機能障害など、認知的・感覚的な情報障害を含めるべき。 ・「情報のバリアフリー」の対象として、視覚・聴覚以外の感覚特性(過敏・鈍麻)や認知的特性を考慮した表現を追加すべき。	施策に対する意見
	51	条例前文や基本理念に、「多様な障害特性に応じた情報提供と意思疎通支援を推進する」という理念を明記すること。情報発信者・支援者が「伝えつつも」で終わらず、「伝わったかどうか」を大切にする文化の醸成を促すこと。	
	52	条例の中に「知的障害、自閉症スペクトラムの人たちに対して、関わる人や現場は視覚支援をする」と文言を入れてほしい。	
	53	知的障害者や発達障害者に対する視覚支援の有意性について、先生等で認識して貰えない方も多数いる。視覚的な支援があることで、どんなに彼らの生活が保証してあげれるのか、理解してほしい。	
	54	手話通訳・サービス体制に関する追加をしてはどうか。	
	55	24時間遠隔手話コールセンターの設置(警察・消防直結)をしてはどうか。	
	56	報酬水準とキャリアパスの整備をしてはどうか。	
	57	オンライン派遣マッチングシステムの導入してはどうか。	
	58	分野別専門研修の義務化(医療・司法・教育・放送等)してはどうか。	
	59	国際手話等の多言語対応窓口の設置してはどうか。障害者権利条約第21条が外国籍障害者の情報アクセスを保障している。	
	60	福祉・医療・教育・行政機関において、多様な情報提供手段(やさしい日本語、ピクトグラム、手話、タブレット等)の活用研修の実施。行政施設・公共交通・学校などにおける、情報支援機器(音声読み上げ・拡大表示・選択可能な案内方式等)の整備を進めること。 「情報が伝わるデザイン」「わかりやすさの視点」を持ったマニュアル・ガイドラインを策定すること。	その他反映困難
	61	条例名として「〇〇県障害者の情報取得・意思疎通支援条例」などとし、手話理解者だけでなく、筆談・要約筆記・音声認識・電話リレーなどを通じて意思疎通が必要な難聴者・中途失聴者にも対応する制度であることを明示してほしい。	
	62	・県公式サイトなどの電子情報はJISX8341-3:2016(WCAG2.1)適合AA」とし、手話動画・字幕・音声解説を必須化する。 (提案条文) 「県は、日本産業規格JISX8341-3:2016(およびその改正版)に準拠し、公式ウェブサイトその他の電子媒体において、手話動画・字幕・音声解説を併用して情報を発信する責務を負う。」 「適合レベルAA以上の試験を定期的に実施し、その結果を公表するものとする。」 ・総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン2024年版」がJS適合を要請している。 ・改正障害者差別解消法で合理的配慮が義務化され、ウェブも対象になっている。	
	63	この条例が、「情報の受け手・発信者の多様性」を真正面から受けとめ、誰もが伝えられ、理解される広島県を築く第一歩となることを願っている。単に「情報のアクセシビリティ」ではなく、「コミュニケーションの双方向性」を重視した条例として、全国に誇れるものとなるよう強く期待する。	その他

県民意見募集における意見の概要と県の基本的な対応方針

2 広島県手話言語条例

※ 県民意見募集でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して記載している。

該当条文	通番	意見の概要	県の基本的な対応方針
前文	64	ろう者だけでなく、ろう教育の中の教育方法として聴者の教員も含むので、「ろう者の間で」は削除すべき。	条文に反映
	65	文部大臣の前に、「昭和8年」を入れてほしい。	
	66	「広島県では、昭和20年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた」を「昭和20年8月の被爆で広島は大きな被害を受けたが、ろう者はそれらを手話で表現し、手話を大切に受け継いできた」へ変えていただきたい。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	67	我が国の手話言語は1878年京都市立盲啞院、1880年東京訓盲啞院開学後、1891年同窓会の結成や1908年ろうあ者大会などで育てられてきたもので、世界的には1760年フランスにド・レペのろう学校ができ1880年にミラノ会議で口話が肯定されたという時代の整合性の所には箇条書きとはいえず違和感がある。	
	68	手話は聴力障害者の貴重な言語:条例として明文化していただきたい。	
	69	手話はろう者にとっては自然な言葉という認識がまだ充分理解されていないので、「私達は、手話言語が～」の所を「私達は、手話言語がろう者の母語であること、音声言語とは異なる～」に続けてほしい。	
	70	手話が言語として成立した時期や背景についても記述がほしい。	情報コミュニケーション条例に記載済
	71	条例の前文や基本理念に「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段の尊重と促進」という文言を加え、多様性を前提とした共生社会を明文化すべき。	
第1条	72	「読唇」というのは「卵」を、た・ま・ごと一つひとつ唇の動きで理解する。「タバコ」を読唇すると、タ・パ・コと一つひとつ唇の動きで理解する。「卵」と「タバコ」は口形が同じでそちらか理解できない。「読語」というのはお母さんが()を買ってきてください、とゆっくりやや大きく言った。これについて()内は「卵」か「タバコ」のどちらかの判断はお母さんになりお父さんではない。()の文の前後、場の雰囲気を含わせて卵かタバコか、思考を経て判断する。いわゆる場全体の状況を合わせ、思考＝考える力を付ける教育。読語は技術なので上手い下手があり、個人差がはげしく、総じて音声が届かない事もあり、嫌われる学習内容であった。現在は補聴器、マイク等、音声を不十分でも聞きながらの日本語の言語学習。従って、1ページ7行目の「読唇」は「読語」が適当である。	法制的に記載困難
	73	「が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについて」は削除したかどうか。 理由:前文2行目に「音声言語とは異なる・・・」同じ文が記載してある。	
	74	「手話言語を必要とする障害児及び障害者」を「ろう児及びろう者」と表現を変更する。 (以下「手話言語を必要とする者」という。)は削除すべき。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
第1条	75	手話が言語である認識とは、どういうことか。言語とは何か、「障害者のコミュニケーション手段の概念」と「手話が言語であるという概念」の重複している部分と重複していない部分を分かりやすく示してほしい。そして、この条例の目指すのが、重複部分なのか重複していない部分なのかも説明してほしい。以上を条例制定後の啓発でも継続的に広報してほしい。	
	76	・手話によって情報を取得し、意思疎通を図ることを県民の権利として規定する。 (提案条文) 「県は手話によって情報を取得し、意思疎通を図る権利を保障し、その行使に必要な環境を整備する責務を負う」 ・国連障害者権利条約が手話を言語として認定し、情報アクセス権を明示している。 ・先行自治体の条例では「権利」を明文化し、実効性を担保している(東京都条例)。	情報コミュニケーション条例に記載済
	77	デフリンピック開催に併せて手話言語条例を制定することは非常に効果的であり、この機に聴覚障害者に対する認識を推進すべき。条例を作って終わりではなく、手話に対する認識を高めていく施策を積極的に実施していくスタートと考えていただきたい。	施策に対する意見
第3条	78	手話が言語と見なされていない時期が続き、手話を猿真似と言われ、石を投げられた時があった。こういった手話を必要とする者の中には手話言語を十分習得できず、労働や福祉、医療、生活の場面で、手話通訳がいてもコミュニケーションが通じ合えていないという事実とその課題がある。手話言語という意識が拡がると、これらが解決され、充実していき、より住み良い社会が構築されていくようになる。 手話言語という認識が県民に広がることで人間関係が大きく改善され、この以上のような困ったことによる社会的、経済的、文化的な損失が、大いに減少できると期待する。	施策に対する意見
	79	手話は手指だけで表現されるものではなく、表情、身体、位置関係、スピードなど様々な要素を使う高度な伝達手段であり、手話文化は保存・継承していくべきである。聴覚障害者だけの伝達手段としてではなく、一般県民の間でも簡単な手話で意思疎通ができる社会になればよいのではないかと思う。	
	80	見ただけではわからない聴覚障害者のために、手話が言語であるという認識の普及に努めてほしい。そのために手話言語の授業も学校で行ってほしい。 災害時、聞こえないことへの理解がないためどれだけの聴覚障害者が苦しい思いをしているか。どれだけの聴覚障害者が死に直面したか。手話を知っている人が増えていけば手を差し伸べられる人が増えるのでは。障害者差別解消法が制定されてから9年。手話で会話ができないのは差別に値しないのか疑問。	
	81	手話が手話言語として、広く県民に認識されると、様々な方面で次の大きなメリットが生ずると期待できる。一番大きいのは、手話言語は音声言語の言語と同列であることを、県民が意識することにある。そういった県民の意識の中で、手話を必要とする者が手話言語を加えたコミュニケーションが円滑になり、一人の人間としてより過ごしやすい社会へ進展していくことを楽しみにしている。 手話を必要とする者にとっては、言語としての手話を使えることで、分かりやすくなり意思疎通ができる。 手話を必要とする者とは、聴覚言語障害の他にも、重複障害や知的障害等の一部、脳に障害が生じた者等と広く渡る。また、マカトン法などの手話に似た方法も手話言語に統合することで、より広い範囲での使用が進む。 また、手話は音声言語を排除するのではという誤った考えが、手話の時はあったが、手話言語にすることでこの誤った考えが一掃されると期待する。 言語としての手話とは、音声言語と同様に言語体系をもっていることを前提にした認識を進めた方が、手話言語をより早く習得できる。実際に日本語に合わせた手話は表現が難しく、思考の切り替えを必要とする。手話言語にした方が、手話通訳者や手話学習者にとっても、より効率的に学びを進めることができる。	
	82	聞こえない・きこえにくい子どものサポートセンター施設があれば良いと思う。人工内耳より補聴器より、まずは手話であり、幼いときから手話を覚えていると、コミュニケーションに役に立つ。大人になると手話は必要だと実感することがある。	法制的に記載困難
	83	「努める」とすると尊重しなくても良いと受け止められるため、「手話を使う権利を尊重するよう努める」を「手話を使う権利を尊重する」とすべき。	
第4条	84	2つめの○ですが、誰の手話の習得なのか、よくわからない。「手話を必要とする障害者」か「県民」か。たぶん、前者と思うが、明確に書かれた方がよい。そして、私たち一般の「県民」も手話習得の機会がほしい。 「目的」のところに「県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現」とあるので、3つめの○を設けて、「県民の手話習得の機会の確保に努める」と追加してはいかがか。	条文に反映
	85	中途聴覚障害者への手話の習得の機会の保障をしてほしい。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	86	一般の聞こえる子どもたちへの、学校における手話の学習の機会の保障をしてほしい。	情報コミュニケーション条例に記載済
	87	目的には「県民」が入っているのに、習得の機会には入っていないので、「県は、市町、障害者及び関係団体等と協力して、県民に手話を習得できる機会の確保を講ずる」を追加してほしい。	
	88	手話の習得の機会の確保において、「乳幼児期から～」とあるが、保育所、幼稚園、こども園に対してもその機会の確保の働きかけをする、ということでしょうか。	施策に対する意見
	89	幼児期から手話で生活が出来るような場を県内に何箇所も設置してほしい。保育園や幼稚園と同じような場で音声言語での会話でなく手話言語でいろんなものを習得していく、これが基本ではないだろうか。	

※ 県民意見募集でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して記載している。

該当条文	通番	意見の概要	県の基本的な対応方針
第4条	90	新生児聴覚スクリーニングが一般になっており、聴覚障害が分かった時点では言語環境の整備が大切として関係機関は取り組まれている。しかし、手話言語についての知見をもつ者はわずかではあるがいることはいる。手話言語を音声言語と同列に扱えるその者を活用して、新生児の将来の社会生活が見通せるカウンセラー、アドバイザーとして聴覚障害が分かった時から関わらせることで、聴覚障害が分かっても新生児も保護者も将来を見通して安心して子育てができる。このように、その者を活用して、日本社会を生きるうえで、必要とする言語手段を当事者が選択し組み合わせて活用することができるような言語環境を、聴覚障害が分かった時点から整備してあることは、安心な子育てにつながる。 手話言語を取り入れたら音声言語は育たないという考えは既に過去のものとなった。手話言語のメリットは意味をより正確に伝わること、音声言語のメリットは文字をより正確に伝わることなど、他の言語手段にもメリットがあり、それぞれの良さを生かして、新生児の言語環境を整備していくことができるようになる。	施策に対する意見
	91	・ろう乳幼児の早期言語保証と家族支援を明記する。 (提案条文) 「県は、手話を第一言語とする児童が言語形成期から家族とともに手話を学べる環境を確保するとともに、家族支援プログラムを実施する。」 ・先行自治体の条例は家族支援を明文化している(石川県条例)。 ・障害者権利条約第24条が早期言語取得支援を要請している。	
第5条	92	「県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、手話施策推進法の理念が実現できるための必要な支援を行う」を追加してほしい。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	93	「手話の取得できる機会の確保を図るための情報提供、技術的な助言その他の必要な」と記載されているが、「必要な人材の確保」あるいは「人員配置を行う」といった文言も追加してほしい。習得できる機会の確保のためには、手話を習得した専門の人がどうしても必要。	情報コミュニケーション条例に記載済
	94	手話を学校教育に取り入れてほしい。私は健常者で、これまで手話が必要な環境にかかわることが無かったが、きっかけを頂き、3ヶ月前から手話サークルに参加している。 誰かの為、では無く自分の為になる事が沢山有り、手話は特定の誰かの為にあるのではなく、言葉と一緒に意思疎通の為に必要なコミュニケーションツールだと感じている。子供の時から学校教育で学ぶことが出来たら、ろう者は勿論、健常者にも生活しやすい環境になると思う。	施策に対する意見
	95	手話を教育言語として位置づけ、ろう児童が手話を第一言語として学べる環境を整備することが必要。教員への手話研修の義務化、手話教材の整備、手話を第一言語とする児童への教育保障など、教育現場への具体的支援を強化すべき。	
	96	学校教育の場面では、手話よりも意味がより伝わりやすい手話言語が加わることで、それぞれの特性を生かしたコミュニケーション方法により、言語力、思考力、学力、人間関係力の向上が期待できる。 日本で生きるうえで必要な言語力、思考力、学力、人間関係力等を育む際は、言語力、思考力、学力、人間関係力等を手話言語も音声言語も駆使して伸ばすためのスキルを身に付ける必要があり、その研修において指導ができる経験者は県内にいる。ノートテーカーがいても勉強が分かるとは限らないと同じように、手話通訳者がいれば勉強が分かるとも限らない事例が多く見られ、単に支援者がいるだけでよいといった誤解が見られる。上のようなスキルを教育現場において子どもが身に付けるためには、そういった誤解をなくし、子どもに21世紀以降の社会を生きる力を育むための指導の工夫をも、経験者が教育現場での研修を通して指導してほしい。	
	97	ろう学校には、手話ができる先生が沢山いてほしい。	
第6条	98	職場で手話通訳が必要な時に派遣出来る予算の確保をしてほしい。	施策に対する意見
	99	事業者への支援は「情報提供・助言」ととどまっており、手話対応の環境整備(窓口対応、社内研修)の義務化や補助金等のインセンティブ制度の導入が必要。	
第7条	100	今後の条例の進捗状況の評価、また推進するための推進体制の整備が盛り込まれていることは継続的に評価し推進するので良いと思う。 しかしながら、「推進体制を整備する」を前面に出すのではなく、推進体制を整備することで条例の実効性を評価、推進する、の方が良いと考える。文構成を、次のようにかえてはどうか。 例として、「県は、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。これにより条例の進捗状況の評価するとともに、手話言語の普及及び手話の習得の機会の確保に係る施策を推進する。」	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	101	定期的なモニタリングや評価会議において、自閉症や知的障害を持つ方々の体験や課題を可視化し、改善に反映する仕組みが重要。 支援体制の整備状況や研修実施状況に関する報告と公開を義務付けることで、透明性と信頼性を担保できる。	情報コミュニケーション条例に記載済
	102	条例の実効性を高めるため、5年ごとの基本計画と毎年の施行計画の策定・評価を義務化し、進捗状況を県民に公開する制度を導入することが望ましい。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	103	条例の策定および推進体制において、聴覚障害者本人の参画を保障し、意思決定過程における当事者の意見を反映する仕組みを整備すべきです。また、条例の進捗評価の公開方法を明記し、透明性を確保する必要がある。	
	104	・委員の過半数をろう当事者とし、年次報告を義務化する。 (提案条文) 「推進会議の委員は、ろう当事者を過半数とし、手話通訳者および関連分野の専門家を含めるものとする。」「県は、施策の進捗状況を毎年度報告書として取りまとめ、公表し、県議会に提出しなければならない。」 ・障害者権利条約第4条3項が政策形成への当事者参加を義務付けている。	
	105	県は総合的な施策を推進する立場である認識を持って、まずは県の各部署において基本的な手話での会話ができるよう職員の習熟を図るなど率先した取組を行っていくことで、県内の事業所への普及を推進することができるものと考えている。	施策に対する意見
第8条	106	「財政上の措置を講ずるよう努める」を「財政上の措置を講ずる」への変更お願いしたい。	法制的に記載困難
	107	県として、具体的に予算計上していただきたい。	
	108	「必要な財政上の措置を講ずるよう努める」を「講ずる」と言い切ってほしい。手話言語条例を実際に始めていくと、必ず何らかの予算は必要になってくる。	
第9条	109	予算が少ないと活動が限られてしまうので、しっかりとつけてほしい。	施策に対する意見
その他	110	日本手話は、ろう者の第一言語であり、コミュニケーションに欠かせないもの。日本語とは、文法も異なるが、アイヌ語と同様に、保護されるべき対象でもある。 中途聴覚障害者等に於いては、文法上は日本語に従い、手話を並べる日本語対応手話と言われるものも必要。 しかし、ろう者にとっては、生を受けて、最初に取得する日本手話は第一言語になり、日本語は第二言語になる。聞こえる人の英語相当に当たり、必ずしも使いこなせる訳ではない。従って、情報保障の第一歩には、第一言語である日本手話によるコミュニケーション確保が大切になる。	条例内に記載済(包括的な記載含む)
	111	手話は私達聞こえない者達にとって社会との関わりになくてはならない言語であり、いわば命であることは紛れもなく言える。	
	112	「手話言語」の対象について、「聴覚障害者」だけでなく「音声による意思疎通が困難なすべての障害者」に拡大すべき。「手話を必要とする者」という定義に、自閉症・知的障害・構音障害等、非聴覚的言語障害を含む文言追加を提案する。	
	113	手話の法的地位の明確化について、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることを明記するだけでなく、「手話は日本語と同等の資格を有する言語である」と明文化することで、法的地位をより強固にすることが望ましい。	
	114	素案では「手話言語」と一括して記載されているが、日本には日本手話と日本語対応手話など複数の体系が存在する。これらの違いに配慮し、使用者の選択の自由を保障する文言を加えるべき。	
	115	手話を使用することを理由とした差別を禁止する条文を追加し、手話使用者の権利を保護する姿勢を条例に明確に示すべき。	

※ 県民意見募集でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して記載している。

該当条文	通番	意見の概要	県の基本的な対応方針
	116	仕事場や学校等における通訳派遣の保障をしてほしい。	情報コミュニケーション 条例に記載済
その他	117	災害時における措置は考慮しないのか。東京都の条例は「災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、区市町村その他の関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」という文言がある。 近年頻発する異常災害、地震などで聴覚障害者は情報確保や避難確保に四苦八苦している。避難することができたとしても、手話通訳者がいないために孤立してしまい、その結果、被災した家に帰ってしまうという事例もあった。県が災害における措置を講じてもらえると、私たちも県や条例に守られているという安心感がある。	情報コミュニケーション 条例に記載済
	118	手話言語条例では推進体制の整備だけ記載しているが、推進に関する条例では第9条のあとに第10条で計画に施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標設定とか第11条で人材確保、養成等の記載があり、推進体制や施策の実効性を感じられる。 手話言語条例も、計画について言及してほしい、また、手話の講習会の指導者の人材確保、養成等について記載してほしい。	
	119	広島県が「誰もが安心して暮らせる共生社会の実現」を掲げる中、自閉症や知的障害、脳性麻痺等による言語障害を有する方々が、多様なコミュニケーション手段を用いて参加・表現できる社会を目指すという視点を、条例に明確に反映されることを強く希望する。	
	120	災害時や緊急時において、手話による情報発信体制(テレビ、避難所、行政機関)を整備し、聴覚障害者が迅速かつ正確な情報を得られるようにする必要がある。	
	121	・合理的配慮を義務とし、苦情解決手続きを設置する。 (提案条文) 「県および事業者は、ろう者が手話を用いて円滑に意思疎通を図れるよう合理的配慮を提供する義務を負う。苦情が生じた場合には、調停を含む適切な解決手続きを速やかに講じなければならない。」 ・2024年施行の改正障害者差別解消法により行政・事業者への合理的配慮が義務化されたため。	
	122	・県議会・行事・災害情報等で手話通訳＋字幕＋手話動画を同時提供する。 (提案条文) 「県は、議会、県主催行事、災害時の緊急情報等を含むすべての公式情報発信において、手話通訳および字幕・手話動画を同時提供しなければならない。」 ・手話言語条例を先行制定した自治体は防災情報への手話提供を義務化している(鳥取県条例)。 ・厚生労働省の通知も災害時の手話・字幕付き情報提供を要請している。	
	123	聴覚障がいをもつ皆さんは、情報取得について障壁が大きい方々である。それについて、発信する立場の方は、十分に情報を届ける意識を持ち、工夫していただきたいと考える。 周囲の聴覚障がいを持つ方々は、避難所での情報取得、避難呼びかけの地域担当者がどのように知らせてくれるのか、又、周囲の人々とのコミュニケーションの取り方はどうしたものかとの心配の思いを見聞きしている。同時に環境(役所・病院等)の整備の中で見てわかる標示が必要と思う。 避難所等になる可能性のある施設においては見てわかる表示を準備しておく事が課題だと思う。このことは高齢者にとっても情報を共有できる方法の一つと考える。	
	124	手話言語条例は、聴覚障害を持つ人々のコミュニケーションを保障するために大きな役割を果たしている。しかし、意思疎通に関する条例として捉えた場合、より幅広い視点が必要。意思疎通とは、言語だけではなく、視覚、身体、空間など多様な要素に支えられており、その包括的な支援が求められる。 とくに視覚的支援に関しては、情報の伝達方法として非常に有効であり、聴覚に制限がある人だけでなく、知的障害、発達障害、認知症のある方々にとっても、理解を助ける重要な手段である。ピクトグラムや文字による表示、色や形を使った案内、表情やジェスチャーなど、視覚的要素は日常生活のさまざまな場面で意思疎通を支えており、手話だけに限定せず、視覚的支援を含む意思疎通の多様性に配慮した条例の整備が不可欠である。 これは、すべての人が安心して生活できるインクルーシブな社会の実現につながると思う。	
	125	県障害者計画の変更はあるのか。	施策に対する意見
	126	手話言語条例を手話で見られるようにしてほしい。	
	127	検定、通訳者、通訳士等の資格を目指しているが、他の検定に比べ案内、会場等まだまだ不足していると感じている。勉強出来る場も少ない。もっと手話が学べる、手話を使える場を増やしてほしい。	
	128	広島県健康福祉センターに設置しているろうあ者専門相談員を正規採用及び公務員と同じような給料などを備えたいと思う。少ない給料だと苦しいのではないか。また、ろうあ者専門相談員として広島県内に訪問相談を可能とすれば、よりろうあ者同士の連携を深くなるのではないかと考える。	
	129	子どもの頃から手話や聴覚障害の方に触れる経験があったらいいなと思っていた。英語や書写の授業があるように、小中学校で、月に1・2回でもいいので、手話の授業があったり、子どもの頃から誰もが簡単な手話なら表現できる、手話を知っている人たちが増えたらいいと思う。	
	130	広島県内では、手話言語条例がある地域と無い地域があるため、県全体で制度を整えて積極的に実施してほしい。 私が生活をする上で不便を感じることはコミュニケーションが取れないこと。例えば、買い物でマスクをしたスタッフに自分が聞こえないことを伝えても、マスクを付けたまま、ペラペラと言う人とマスク無しのスタッフも何も考えず、ペラペラと言う人がたくさんいる。レジの横には筆談可能ボードを置いてほしいと思う。また大きなデパートやスーパーなどでは、総合カウンターに手話で簡単なコミュニケーションができる方がいてくれると、とても心が温かくなり、買い物もしやすくなる。 他に銀行や郵便局では番号で呼ばれたことに気づかないことも多いので、バイブ式の呼び出しボタンなどを持たせてもらいたい。少しでも聞こえない人が不便を感じるものが減り、みんなが幸せな世の中を作ってほしいと思う。	
	131	関わる経費の申請をし易くしていただきたい(web、申請用紙で統一)	
	132	手話を広めるための意見として勉強する場所がほしい。ろう者が話し合う事か場所があれば特に良い。	
	133	手話通訳の有無に関わらず(講演会、研修会等)いつでもどこでも好きな場所へ行って帰る、そんな当たり前な行動ができる世の中になってほしい。	
	134	里帰り出産や親の介護などで県外でも手話通訳を派遣出来るようにしてほしい。	
	135	手話通訳を、救急の時などいつでも県外に派遣出来るようにしてほしい。	
	136	地域関係なく手話通訳が対応出来る制度がほしい。	
	137	聞こえる人が文字を音声にして、聞いて理解することがあるように、手話で表現してほしい	
	138	聴者親の元に生まれてくる難聴児及び親への手話学習の機会を増やしていただきたいと思う。支援学校での手話学習は子供同伴でせず、平日のため、共働き家庭の多い昨今の生活設計に合っていないように感じる。赤ちゃんから手話に親しむ環境づくりと聴者親が手話を学び、手話で育児を行うことで、親子のコミュニケーションがより充実し、健やかな成長が期待できるのではと思う。大阪府のこめっこ、神奈川県のにゅわまるのようなサポートが理想。また、難聴児(未就学)を育てる親へのヒアリング、アンケートなどは実施しているのか。難聴の子が生まれてからコミュニケーションが取れるようになるまで、大なり小なり不安を抱えて子育てをしていると思うので、要望がないか、聞き取りをしてもらいたい。	
	139	学校・医療・福祉・行政窓口において、「視覚的手話、ジェスチャー、AAC(代替・補助コミュニケーション)」を取り入れた研修の必修化を求める。感覚過敏・鈍麻を持つ方々が、視覚優位の手法によって主体的に情報を取得・意思を伝える環境整備が不可欠である。	
	140	この条例が、ろう者に限らず、すべての障害特性に応じたコミュニケーション手段を認め、支える社会へと昇華することを強く期待する。広島県が全国に先駆けて、包摂的で多様な共生社会のモデルとなるよう、心からエールを送りたい。	
	141	広島県手話言語条例、早く現実にしてほしい。目で見える言葉、多くの県民が知ってもらいたい。	

※ 県民意見募集でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して記載している。

該当条文	通番	意見の概要	県の基本的な対応方針
	142	医療機関、公共施設、行政窓口、司法機関などにおいて、手話通訳者の配置を義務化することで、手話使用者の情報アクセス権を保障すべき。	
その他	143	条例のメリットを生かせるようにする環境整備を行う人材は、広島県を見渡せばいる。そこで、より過ごしやすい社会に向けて、少ないコストで高い効果が見込めるよう、今あるものをいかに充実させていくか、どのように事業化したりして進めていくかについてを一層前向きになって進めていくことを期待している。	施策に対する意見
	144	広島市などは、ろう相談員がいるが、県のろう相談員がいないことがあるので配置してほしい。	
	145	手話通訳士・者の方には、正社員となってほしい。	
	146	平日の朝昼だと年齢が高い方が多いので、若い層にも育成できるよう、正社員へ変わるべきだと思う	
	147	医者には、補聴器・人工内耳と選択肢を広げるよう考えてほしい わたしたち耳が聞こえない者は聞こえる人とのコミュニケーションは手話が不可欠である。口話や筆談では限界がある。筆談では紙やホワイトボードなどを用意しなければならないし、書く時間も取られる。広島県手話言語条例が制定されれば、わたしたち聞こえない人たちは聞こえる人と対等に暮らしやすい社会に参加することになるのではないかと期待している。	
	148	JRは、有人の窓口が必要。無人窓口で無線で話されても聞こえない。高速道路のETCも同じである。	
	149	病院でも安心できる手話通訳者に派遣して貰いたい。	
	150	もし地震、火災が起きても、警察官や消防士などが手話を使えたら心強い。郡山地方広域消防組合公式インスタグラムでは、消防士が手話で注意喚起などをお知らせしている。	
	151	今年11月に開催する「東京2025デフリンピック」がある。ろうあ者の世界に実感し、手話でコミュニケーションをして貰いたい。	
	152	・人材確保と報酬水準向上を県の責務として追加する。 (提案条文) 「県は、手話通訳者および要約筆記者の人材確保・養成・研修および適正な報酬水準を確保するため、必要な財政上の措置を講ずる。」 ・調査で低報酬・地域格差が通訳者不足を招いていると指摘されている(全国手話通訳問題研究会＜2023年度全国調査＞)。	法制的に記載困難
	153	手話通訳者の健康管理はどうか。目的において、「県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」としているが、そのためには手話通訳者の協力が必要不可欠である。また、この広島県手話言語条例についても手話通訳者との共同作業で、こぎつけたものと考えている。 近年、高齢手話通訳者が引退するのも健康管理が疎かになっていることが原因の一つであり、俗に言う「頸肩腕(けいけいわん)障害」である。せめて今日に至るまでの多くの手話通訳者の労苦に報いるためにも手話通訳者の健康管理支援についても一文設けて頂けると、手話通訳者の派遣を利用している当事者としても嬉しく思う。	その他記載困難
	154	手話文化の普及と認知向上のため、「広島県手話の日」を制定し、記念行事を推進することを提案する。	
	155	手話施策推進法が施行され、何か変わることがあるのか。	その他

県民意見募集における意見の概要と県の基本的な対応方針

3 2つの条例に共通

※ 県民意見募集でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して記載している。

該当条文	通番	意見の概要	県の基本的な対応方針
手話 第8条 情報 第19条	156	どのような取り組み、企画があれば、県から経費の補助がもらえるのか、申請の手順を分かりやすくする仕組みをお願いしたい。	施策に対する意見
	157	どのような取組み、企画があれば、県から経費の補助(補助金)がもらえるのか、申請の手順を分かりやすくする仕組みを指導助言していただく様お願いしたい。	
	158	どのような取組み、企画があれば、県から経費の補助がもらえるのか、申請の手順を分かりやすくする仕組みをお願いしたい。	
	159	手話言語条例、情報コミュニケーション条例での様々な取り組みを県民一丸となつて行なう必要があるで、それにかかる経費は県が責任もって予算措置を講じるよう、条例の中で、明記していただきたい。	法制的に記載困難
	160	手話言語条例、情報コミュニケーション条例での様々な取り組みの必要性が強く感じられるので、それにかかる予算を県民や必要とする団体、企業が申請するための、申請用紙を条例の規則で定めてほしい。	
	161	手話言語条例、情報コミュニケーション条例での様々な取組を県民一丸となつて行う必要があるので、それにかかる経費は県が責任をもつて予算措置を講ずるよう、条例の中で明記していただきたい。	
	162	手話言語条例、情報コミュニケーション条例での様々な取り組みの必要性が強く感じられるので、それにかかる予算を県民や必要とする団体、企業が申請するための、申請用紙を(申請のための様式)条例の規則で定めてほしい。	
	163	手話言語条例、情報コミュニケーション条例での様々な取り組みを県民一丸となつて行なう必要があるので、それにかかる経費は県が責任をもつて予算措置を講ずるよう、条例の中で明記していただきたい。	
	164	手話言語条例、情報コミュニケーション条例での様々な取り組みの必要性が強く感じられるので、それにかかる予算を県民や必要とする団体、企業が申請するための申請用紙を条例の規則で定めてほしい。	
	165	手話言語条例、情報コミュニケーション条例での取り組みは県民一丸となり取組まないといけないと思う。それにかかる各種の経費は県が責任をもつて予算措置を講ずるよう、条例に明記してほしい。	
	166	両条例の制定は聴覚障害者の意思疎通と人権向上に欠かせない非常に大切な条例である。県による制定がむしろ遅すぎるようにも思う。条例の趣旨を汲んだ各施策が確実に一歩ずつ前に進むことが重要。そのためには、施策を行うための予算措置が欠かせない。よって条文上の文言として、「(予算措置に)務める」ではなく、「(予算措置を)講ずる」と明確な予算上の裏付けを明記していただきたい。県予算も潤沢ではないと拝察するが、障害者福祉の向上は「障害のある人もない人も、共に生きられる社会」の創出に欠かせない。上記の文言明記を要望する。	
	167	広島県には、障害者も必要な情報を取得したり、円滑に意思疎通したりできるよう、十分な支援を行っていただきたいと強く願う。障害をお持ちの方への直接の支援はもちろんのこと、支援者のみならず、広く県民に対しても障害者の意思疎通に関心と理解を深める施策を推進していただきたいと思う。 具体的にどのような取り組みを考えておられるのか、気になるところ。また、手話を必要とする方への支援はもちろん手話が言語として認識されるよう、学校や地域で手話や手話を使う人への理解を深める講習会を開催するなど、広く県民が関心を持つ機会が増えることを望む。 手話を少し学んだことで、手話やろう文化について、全く知らなかったことや誤解していたことがたくさんあることに気づいたが、もっと早く知っておきたかったので、特に子どもたちにもそのような機会が多くあればと思う。 条例案に書かれてあるような施策を実現するための予算はしっかりと確保していただきたい。広島県には「必要な財政上の措置を講ずる」としっかりと明記していただくことを強く望む。	
	168	情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例、手話言語条例での様々な取り組みを県民一丸となつて行なう必要があるので、それにかかる費用は県が責任をもつて予算措置を講じるよう、条例の中で、明記していただきたい。	
	169	情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例、手話言語条例での様々な取り組みの必要性が強く感じられるので、それにかかる費用を県民や必要とする団体、企業が申請するための、申請手続きを条例の規則で定めていただきたい。	
その他	170	「県」という記載は、県教育委員会も含まれる、という認識でよいか。 自治体では、「教育委員会」は教育長がおり組織が別、取組みや進捗も別組織、という考え方もあるように感じる人が多い。『言語として手話を認識』するためには、公立私立学校の関係なく児童生徒等に働きかけが必要だと思う。教育委員会の役割は大きいと考える。	条例内に記載済(包括的な記載含む)(包括的な記載含む)
	171	障害をもつ方の意思疎通や情報の取得・利用について、特に災害時や緊急時に対応できるよう、利用の機会を増やすことや、支援者の確保育成をしたほうが良いと思う。また、健常者もどうしたら手話での情報が得られるかを知っておくべきなので、もっと広報すると良い。また、手話にふれる機会を増やすために、学校等と支援活動をされている方との学習機会が増えるとよいと考える。	
	172	この様な条例が作られるのは良い事だと思うが、障害当事者の意見や、当事者本人が使いやすいものにならないといけないと思う。意見を聴く場が持たれても良かったのと思う。	
	173	条例に対してではないが、条例が施行されたら、市町や関係者への条例の周知および、どのような取り組みに対して財政支援があるのか、申請方法など、県民レベルまで分かり易く広報をお願いしたい。	施策に対する意見
	174	予算措置を講じた後には、両条例にかかる予算を申請するための、団体、企業用の申請用紙を規則で整えてほしい。	
	175	どうすれば補助をもらえるか、企業や団体にわかりやすいような申請手順の仕組みを作成してほしい。 広島県も「手話言語条例」を成立させてくださることを望む。私は、難聴者ですので、ろう者向けの手話だけでなく、字は読めるけれど音声は聞こえにくい人たちのために、音声を文字で表すための条例もお願いしたい。 様々な講演会や研修会などに参加したくても「聞こえなくて」参加できないことが多いことで、困っている。また、テレビ放送では、全国放送の主な番組についてはほとんど字幕がつくようになっているが、例えばNHK広島放送局の朝や夕方の番組には全く字幕がついていない。これについては、まだまだ日本は福祉が遅れていると言わざるをえない。 米国では、1996年には、今の日本と同じように全国放送の主な番組には字幕がついていたが、地元の放送局の番組やコマーシャル、ケーブルテレビなどの専門的な放送局などには全くついていなかった。しかし、2004年になる前には、すべてのテレビ放送(有料のケーブルテレビなどやコマーシャルも含む)に字幕がついていた。それから20年、そろそろ日本も聴覚障がい者への支援を少しでも進めていただきたいと思う。	
	176	聴覚障害者、とくに高齢者については、人との会話、行事や趣味、ボランティアなどへの外出が認知症予防の観点からもとても大切だと言われている。聴覚障害以外の意思疎通に関する施策を進めていただきたい。 聴覚障がい者だけでなく、例えば(知的障害のない)発達障害の中のLD学習障害(特にディスレキシア、ディスカリキュア)の人たち(お子さんたち)については、視力は健全であるのに、努力を重ねても日本語、英語などの文字を読むこと(あるいは書くこと)に大きな困難がある人たちがいる。LD全体について言えば、5〜7%の子どもたちがなんらかの学習障害をもっていると言われている。「読みにくさ」「書きにくさ」には個人差があるので、その困難さはそれぞれ違う。 私は、そういうお子さんも含めて学習を支援するボランティアをしているので、いくつかの経験があり、そういう人たちのためにも、可能な限り主なキャプションにはルビを振るなどの工夫もあるべきかと思う。 今は「合理的配慮」だけだが、一歩進んだ条例として、さまざまな人が多くの情報を簡単に得られるような社会を目指してほしい。	
	177	特別支援学校や療育センターなどで、手話を使うのが分からない先生や医師が多い。人工内耳手術を進めているのもどうかと思う。人工内耳は100%理解しているとは思わない。 聞こえない・聞こえない方々のメリット・デメリットを情報交換できる場が必要と思う。文書が苦手な方も多く手書きやパネル文字で分からない人がいるので、意思疎通についての対応の理解度が必要である。聞こえない・聞こえにくい人への理解を求める。	
	178	この事案は大変良い事です。障害者にとっては光の見える事です。	
			その他

※ 県民意見募集でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して記載している。

該当条文	通番	意見の概要	県の基本的な 対応方針
その他	179	電子申請情報システムを 意見募集 で検索したが、現在募集中の案件が表示されない。 表示されるように、至急対応してほしい。 複数の意見を提出したい場合も、1件めを提出したら初期画面に戻ってしまう。 郵便局のATM振込みたいに、「つづけて意見しますか？」等の表示がほしい。 システム改修を望みます。	その他